

わたしたちの人權

106

だれもが人間として生きていくうえで侵すことのできない当然の権利。これが「人權」です。

わたしたちの日常生活の中で、男女の性には優劣が無いということの理解は徐々に広がり法整備なども進められてきました。しかし、性別や性別による固定的役割分担、偏見などが、いまだに慣行や意識の中に根深く残っています。

「女だから」、「男だから」という性の違いだけで男女の固定的役割分担を決めつけることは、生き方や人生の選択を制限することになり、一人ひとりの個性や能力を発揮する機会を奪うことにもつながります。

このような意識を解消するとともに、男女が自ら選択した生き方ができ、あらゆる領域の施策や制度が男女に中立的に働くなど、実質的な平等化が図られるように環境を整えていくことが男女共同参画社会の実現にとって重要となります。

世界の取り組み

●女性差別撤廃条約

政治参加、国籍、法律上の地位、教育、労働、日常生活での男女役割分担の考え、女性に対する暴力など、さまざまな場面で男女差別が存在していることから、国連は昭和54(1979)年に「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」を、平成11(1999)年には条約の選択議定書を採用し、性による差別をなくすことを求めています。

●世界女性会議

女性の地位向上や各種差別の撤廃を目指し、国連は昭和49(1975)年の「国際婦人年」を契機に、第1回「世界女性会議」をメキシコシティで開催しました。以降、約5〜10年ごとに会議を開催しており、男女平等に向けての取り組みや女性への暴力をなくす取り組みなど、各国が女性に関する

日本の取り組み

●男女共同参画社会基本法

平成6(1994)年に「男女共同参画推進本部」が設置され、その後、国内行動計画(男女共同参画2000年プラン)が策定されました。さらに、平成11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12(2000)年には、この法律に基づき「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画では、「政策方針決定過程への女性の参画拡大」、「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」などの重点目標が掲げられています。

●ポジティブ・アクション

女性が差別されている状況を解消するための改善措置として、雇用や教育、政治などの分野で現実に男女の格差がある場合には、あらかじめ計画を策定し、女性の登用を計画的に進めていくといったことが定められました。これは、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)と呼ばれています。

●育児・介護休業法

平成7(1995)年に「育児休業法」が「育児介護休業法」に改正され、男女ともに育児・介護休暇が取得できるようになりました。さらに、平成17(2005)年には育児休業期間の延長や介護休業所得回数制限の緩和、子の介護休暇の創設などを内容とした快晴が行われました。

●次世代育成支援対策推進法

少子化の急速な進行に伴い、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるため、平成15(2003)年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。企業などにおいても、すべての人が仕事のための時間とのバランスがとれるような「多様な働き方」を選択できるような、働き方を見直すなどの取り組みが進められています。

熊本県での取り組み

●熊本県男女共同参画推進条例・熊本県男女共同参画計画

熊本県では、平成13(2001)年に男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを総合的、計画的に推

今後取り組むべきこと

男女共同参画社会を形成するには、性別にかかわらず個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な扱いを受けず、個人の能力が発揮できるようにすることなど、人權の尊重なくしてはあり得ません。また、男女があらゆる分野で利益を享受し、ともに責任を担えるような社会を実現されるため、意思決定の過程において立案段階から女性の参画の拡大を図る必要があります。

進するため、「熊本県男女共同参画推進条例」を制定しました。

また、同年に「熊本県男女共同参画計画 ハーモニープランくまもと21」を策定し、平成18(2006)年3月に改定を行いました。①男女共同参画社会を目指す意識づくり、②女性の人權への配慮、③職場や家庭、地域への男女共同参画の実現、④男女共同参画社会のための総合推進体制づくりについて、重点的に取り組んでいます。

季節のうた

▼清和短歌会

外輪の血に語学の山を盛り
私が家にて産声あげた孫娘
歳月は流れて今母となる
一身に咲く野の花の健気さよ
愚痴のみ多き我れふりかえる

▼馬見原酔山会

紅葉や全ての窓をキャンバスに
峽の町時雨るるままに暮れにけり
あめ色を極め大根煮上がりぬ

▼やまなみの会「山脈」

又淋し秋の夕暮赤い花
はかどりし畑仕事や秋日和
きさらさらと光を返し飛ぶばった
栗こはん夕餉の膳は存分に
食を楽しむ幼日しのび
「街いくよ」一声かけて出かけるに
母の注文「鉛買って来て」
螭螂の鎌振りかざし睨みおり
汝は墓守りか今日

▼通潤句会

冬ざるる村に寄りくる鳥けもの
夜神楽の女神こくりと喉仏

梶原 公希	梶原 公希
大塚 叢司	大塚 叢司
原田由紀子	原田由紀子
渡辺 勝子	渡辺 勝子
高田 眞司	高田 眞司
畑野フミヨ	畑野フミヨ
赤澤富美子	赤澤富美子
草樹 萌	草樹 萌
原田 和子	原田 和子
田代 エミ	田代 エミ
本田健二郎	本田健二郎
古閑比奈子	古閑比奈子
中村 暢子	中村 暢子
菊池 幸子	菊池 幸子

書道

爽氣 淡心神

和光教室書道部の大塚憲一さん(米生) 作



初めての個展です。イラストは、未熟ですが、ほっこり和みにおいでください。

押絵 10点余、イラスト 30点余を展示します。
出展者：松村 礼子(山都町)
松村瑠璃子(山都町)

1月の当番医

1月1日	野田医院(電話 72-0307)
1月2日	矢部広域病院(電話 72-1121)
1月3日	瀬戸病院(電話 75-0111)
1月5日	そよう病院(電話 83-1122)
1月12日	高田整形外科(電話 72-1007)
1月19日	坂本クリニック(電話 72-0210)
1月26日	伴病院(電話 72-0029)

山都町の人口

(平成25年11月30日現在)

男	8,208人 (-22)
女	8,812人 (-16)
計	17,020人 (-38)
世帯	6,730戸 (-19)

※()は前月比
※最高齢は108歳〔女性1人〕
※1月1日~11月30日の出生届数 93人(うち11月は5人)
※1月1日~11月30日の死亡届数 257人(うち11月は26人)

山都町観光案内所

ギャラリー喫茶
ルポン
☎72-1054

~ 1月ギャラリーのご案内 ~
「R・M 親子展」
平成26年1月6日(月)~31日(金)
水曜定休日

前号の訂正とお詫び

11月20日発行第105号の広報やまにおいて誤りがありました。関係各位には大変なご迷惑をおかけしました。お詫びして訂正いたします。
○6ページ 大川阿蘇神社農村舞台(誤)実行委員長の高村直臣さん
→(正)実行委員長の高本直臣さん

編集後記

今年取材で色々な場所へ向かい、様々な経験をさせていただきました。また、広報担当でなければ会ったことも無かったであろう方たちの出会いもあり、「貴重な経験をさせてもらっている。」と嬉しく思います。しかし、生まれも育ちも山都町の私ですが、知っているつもりで知らないことが沢山あると実感した一年でもありました。
今月掲載しているフットパスの取材中にとある方に会いました。その方に広報や町のこと、行政職員としての心構えなどの問いかけに、言い返さない自分が情けなく...
来年1月で私も30歳。「30年間何してきたの?」と言われたいやう、これからは日々勉強です。(K)